

令和2年度 第1回 愛知県障害者自立支援協議会 報告書

令和2年7月

愛知県障害者自立支援協議会

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催中止

1 日時

令和2年7月29日（木）

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、会議の開催を中止し、会議資料に対する意見をまとめて報告書として公表することとした。

2 委員意見・事務局回答

議題

(1) 第5期愛知県障害福祉計画の進捗状況について

【資料1 第5期愛知県障害者福祉計画の進捗状況について】

池戸委員

① グループホーム等を活用した宿泊体験や生活訓練を行う体験ないし、入所者の支援について⇒グループホームの数は増えてきたようだが、スタッフの教育、支援者への教育、質の担保が必要ではないかと考えます。

② ピアサポーターの活躍が期待される場所だが、精神科病院だけでなく、精神科病院を退院しても尚外出がままならず、家族支援のみで在宅生活を行っている障害者もみえます。ご家族の高齢化により、地域生活の行動範囲が狭まったり、サービスを受けられない人もいて、地域で生活している精神障害者にもピアサポーターの支援が必要であると考えます。たとえば、デイケア利用者や地域活動支援センター利用者、在宅訪問などでもサポーターが活躍できる、経済的基盤を作ってほしいと思います。

ピア活動の自立的な活動にも経済的な保障がほしいところです。これからは、支援の一つの柱になっていくと思われます。

③ このたびのコロナ禍で甚大な減収を企業が強いられているなかで、障害者雇用も何とか守っていけるようにしてほしいです。年金+障害者雇用、年金+A型事業所などで何とか生活の自立を果たして来ている障害者がふえているなかで何らか今ある生活を守ってほしいと考えます。

④ 経済的打撃を受けることが予想される就労分野だけでなく、あらゆる分野で新型コロナの問題はおこりうるので、当事者、家族、支援者、事業所の意見を丁寧にきいて、県としての対策を取ってほしいです。分野ごとの横断的な方針が必要になるとは思われますが、行政しかできないことがやはりあると考えます。

精神障害者の場合啓発は永続的に行わないと、偏見の流れはすぐにぶり返してくるので、全県的フェスティバルをなくした後何らか啓発を継続してほしいです。このことで、当事者、家族は病気を受け入れ病気と向き合い回復できると考えます。障害者総合支援法に則り、県としても取り組んでほしいと考えます。

第5期愛知県障害福祉計画にアルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する旨を記載する。

⇒是非愛知県なりに、依存症対策の人材育成、相談支援体制（保健所の体制、障害福祉サービスの相談支援の体制、NPO など民間団体の活動の保障、医療機関の相談体制、自助グループの相談体制）依存があっても相談支援体制をつくってほしいと考えます。

また、依存症は医療（医療のなかでも初期は内科、救急医療などの一般科などとの連携も必要です）、福祉、自助グループ、更生保護、厚生保護などとの連携が欠かせないためネットワークが必要です。

池戸委員の意見に対する事務局回答

- ① 県では、福祉施設入所者や入院患者の地域移行を推進するため、グループホームの増加を目指して、平成 26 年度から「グループホーム整備促進支援制度」を実施し、グループホームの開設や増設を希望する方に対する開設説明会やビデオ上映会、見学会等を通じて、利用者第一の姿勢を始めとしたグループホームの理念や、グループホームの開設、運営に必要な事項について、映像や資料を交えて説明してきました。しかし、障害のある方の高齢化・重度化に伴い、グループホームの増加だけでなく、手厚い支援を行うグループホームの確保が課題となってきたことから、昨年度からは重度の障害のある方を支援するグループホームの運営などについて、具体的かつ重点的に説明しています。

さらに、グループホームの質の向上を目指して、県が設置したグループホーム支援コーディネーターが、新設のグループホームに出向いて従事者に聞き取りを行う「グループホームの質に関するアンケート」を実施し、支援の状況を把握するとともに、アンケート結果に基づき、必要に応じて改善に向けた助言や支援を行っています。あわせて、利用者への聞き取りも行い、本人の意思が尊重されているか、人権は守られているか、必要な支援が受けられているかなどを確認し、その結果を管理者へフィードバックし、質の向上に繋げています。

また、グループホームに配置されるサービス管理責任者への法定研修のほか、フォローアップ研修を実施し、さらなる資質の向上に繋げてまいります。

- ② 本県におけるピアサポーター事業については、精神科病院に入院している精神障害者や職員を対象にピアサポーターの自身の退院や、現在の生活などの体験談を語るプログラムを実施しているところです。

御意見については、今後の本県におけるピアサポーターの取組の参考とさせていただきます。

- ③ 雇用の維持について、本年7月に、資金繰り支援策や国の雇用調整助成金をご活用いただきながら、従業員の雇用の維持を図っていただくよう、知事と労働局の連名で県内企業19,500社に対して文書にて要請しております。

雇用されている障害者の職場への定着に向けて、あいち障害者雇用総合サポートデスクにおいて、国や地域の就労支援機関との連携のもと、引き続き職場定着支援に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響を受け、生産活動収入が相当減収している就労継続事業所に対しては、生産活動活性化支援事業を実施し、事業継続

のための支援を行ってまいります。

- ④ 精神障害に関する啓発については、こころの健康フェスティバル終了後、精神保健福祉法に基づき、各保健所で継続して取り組んでいるところです。

依存症対策については、ギャンブル等依存症対策推進計画、アルコール健康障害対策推進計画をすでに作成しており、計画に基づいて相談支援に関する人材育成、民間団体の活動に対する支援等の対策に取り組んでいるところです。依存症対策への御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

渡邊委員

長期入院者が対象であり、成果目標と実績の評価分析となるのは仕方がないと思いましたが、せっかくの「地域包括ケアシステムの構築」なので、地域生活の評価が欲しいと思いました。

第6期障害福祉計画では、退院後の生活日数の評価もあるようですが、数値化するのは難しいと思いますが、もう少し退院後の地域生活について評価、分析できると障害者が安心して暮らせる地域づくりにつながると思いました。

渡邊委員の意見に対する事務局回答

地域における体制整備を評価するために、退院後の地域生活日数を次期障害福祉計画の新たな成果目標とするように国から指針が出ており、本県としましても次期障害福祉計画の成果目標に設定する方針です。

退院後の地域生活について数値化して評価・分析することはご意見のとおり難しいと考えられます。それについては、地域生活により密着した各市町村、圏域における協議の場において具体的な地域課題を踏まえた評価及び検討がなされるものと考えております。

鈴木委員

どうしても、従来からの精神障害者の地域移行がクローズアップされがちです。名古屋市でも意見が出ていましたが、精神障害者に包含されている、発達障害者や知的障害者との重複、高次脳機能障害者が議論の枠からはみ出ている印象があり、医療機関においてもしっかり見ていただけたところが少ない現状、精神の関係者との連携が十分ではない状況があります。

ぜひ、地域包括ケアの推進の中にこうした関係者も入っていただき、いろいろな意見と取り入れながらさらに進めていただけると助かります。

鈴木委員の意見に対する事務局回答

御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。引き続き関係機関との連携を図りながら、地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。

川上委員

- ① 平成 29 年に行ったニーズ調査によって、入所施設からの地域移行希望者が「177人」となり、それらを目標値にした経緯があるが、その後の再度の調査によれば、相当数が気持ちが揺れていたり、不安であったりしており、個人情報の開示も難しいということ。今後の取組方針にあるように阻害要因の状況調査や専門アドバイザー派遣などに期待したい。宿泊体験や地域移行のための社会資源の開発などへの愛知県の助成金が必要ではないかと考える。
- ② ピアサポーターの養成と活用など成果も出ているとお聞きするが、その取り組みが、地域での地域移行・地域定着推進協議会とが連携しているとは言い難い状況に思える。縦割りではなく、きちんと連携したものとなることがより有効な取り組みになっていくと思われるので、連携のあり方を模索していただきたい。
- ③ よく言われているが、地域生活支援拠点等は「ゴールがわからない」と言われる。19市町村で設置となっているが、その「ゴールイメージ」はまったく違っていると思います。とりわけ②「地域生活の体験の場所」の設置・運営・提供が厳しい、③「緊急時の受入れ」の場所と対応する支援者イメージなど課題が多い。コロナの状況下で、アドバイザーの参加する各市町の自立支援協議会の開催もされていない中、「令和2年度中に設置」は厳しいのではないかと？
- ④ コロナを境にして企業の求人環境は大変厳しいものとなっている。就労移行の利用者像も最近では発達障がいの方が多く、支援の難しさと受け入れた企業からももっと手厚い支援体制を希望されている。就業・生活支援センターのような本人の状況をあまりご存じない支援者さんの訪問について先日、「私たち会社の方が本人の状況を知っているので、半年ごとの訪問とかされても時間の無駄です」とまで言われた企業もありました。就労定着支援体制の専門性と継続性という視点での体制の再構築をお願いしたい。
- ⑤ 就労定着支援事業は有効な手段だと思うが、3年間限定というのは就職現場の状況からみて、課題も多い。会社からも継続支援を希望されている。

就労移行支援事業所の質的確保についても事業所間格差が大きい。工賃を支払わず、給食無料などをうたい文句に就労移行事業所の利用者確保ための「求人広告」を毎週、見かけるが、新聞折り込みの「求人広告」に就労移行の利用者募集というものに違和感を感じる。
- ⑥ 児童発達支援センターについては、「公立・公営」、「公立・民営」、「民立・民営」と運営形態も色々あり、支援の質・公的資金の差などの地域間格差は非常に大きい。

重心に対応する放課後等デイサービスも利用者の体調による欠席、支援体制を充実したことへの運営の厳しさなどから撤退されている放課後等デイサービスも最近目立ってきている。

「地域アドバイザーと連携して」とあるが、これを専門としているアドバイザーは少ないのではないかと。「障害児支援体制の構築」のための専門のアドバイザー体制が必要なのではないかと？
- ⑦ 「グループホームの整備が課題である」と書かれているが、最近、グループホーム

ムの急増と専門性の無さが大変気になる。コンサルから毎日のようにファックス、ダイレクトメールが来て、「もうかります」「ビジネスモデルです」というものが届いているが、「質の確保をどうするか」の方が地域の自立支援協議会では課題となっている。

川上委員の意見に対する事務局回答

- ① 今年度、再度ニーズ調査を実施したところであり、市町村と情報を共有しながら、確実に地域移行希望者の地域移行を推進していきたいと考えております。御意見につきましては、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。
- ② ピアサポーター事業については、毎年度事業開始時に各保健所に対して協力依頼を行って、事業の委託先と保健所の連携を図っており、保健所職員の事業への同行等が行われているところです。今後の連携については、ご意見を参考とさせていただきます。
- ③ 地域生活支援拠点等は、地域の実情に応じた創意工夫により整備することとされています。

第6期障害福祉計画の国の基本指針でも、地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本としておりますので、市町村において地域生活支援拠点等の機能の強化・充実が図られるよう、県としましても支援方法等について検討してまいります。

なお、地域生活支援拠点等の整備については、今年5月に実施した市町村調査では、今年度中に設置と聞いております（資料①参照）が、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度中に設置が困難となった市町村の有無については、改めて確認してまいります。

- ④ 近年、地域における民間の就労支援機関が増加する傾向にあり、障害者や障害者を雇用する企業にとっては望ましい側面は見られるものの、それぞれが独自のノウハウや考えに基づき取り組んでいることにより支援の質や力量の差も大きいことから、障害者本人にとって望ましい支援を受けられていないケースがあると聞いております。

このような課題に対応するに当たって、就労定着支援体制の専門性の強化という視点から、様々な障害特性をもつ障害者が抱える個々の課題に対応できるよう、障害者就業・支援センターも含めた就労支援機関の支援者が専門的な知見を習得できる場を整備する必要があると考えますので、御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

また、例えば、就労定着支援事業の利用期間は最大3年間であり、利用期間終了後、障害者就業・支援センター等による定着支援を利用することとなりますが、就労支援体制の継続性といった視点から、利用期間の見直しも含めた抜本的な支援体制の再構築について、国と検討を進めたいと考えております。また、外部の支援者による支援だけでは、必要な人員数の限界もあるため、今後は、企業に在籍しながら障害者を継続してサポートできる支援者を増やしていくことも必要だと考えております。

- ⑤ 就労定着支援事業の支援期間に関するご意見については、「就労定着支援の円滑な実施について」（平成30年7月30日付け障障発0730第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）等により、就労定着支援事業所の判断により、支給決定期間終了後もご本人の希望に応じて支援を継続することを妨げるものではなく、また、支援を終了する場合で、ご本人の希望等に応じて支援の継続が必要な場合は、障害者就業・生活支援センターに適切に引き継ぐこととされていますので、ご理解いただきたいと思います。

また、就労移行支援事業の質的確保に関するご意見については、サービス管理責任者研修などの各種研修の充実を検討してまいりたいと考えております。

- ⑥ 地域アドバイザーの役割が、圏域や市町村自立支援協議会等関係機関との調整や地域の社会資源の点検、開発に関する援助であることから、全般的な障害児支援体制の構築についても、アドバイザーを通じて市町村に働きかけるとともに、障害児等療育支援事業を活用し、地域の体制整備を進めてまいります。

一方で、重症心身障害児や医療的ケア児といった特別な配慮が必要な障害児者への支援体制の構築に当たっては、県が育成した市町村が設置している医療的ケア児等コーディネーターを活用すること等も含めた働きかけを行ってまいります。

- ⑦ 池戸委員の①の質問でも回答させていただきましたが、新設のグループホームを対象として、事業所に出向いて従事者に聞き取りを行う「グループホームの質に関するアンケート」をとおして、質の向上に繋げています。また、一部の地域の自立支援協議会では、グループホームの質の担保を課題として取り組んでいると聞いております。

長坂委員

P1の『第5期愛知県障害福祉計画の進捗状況について 1 地域生活移行について』の成果目標に対する実績 (1)福祉施設入所者の地域生活への移行』

〈今後の取組方針〉の3つ目の「○ 更にグループホーム整備促進支援による…」の文章に、入所施設から地域生活に移行した方が、安心して暮らし続けられるように「地域生活地域生活支援拠点等の整備」という文言を、文脈として不自然と入れないようにすること(※)が必要だと思います。もちろん、P3に『(3)地域生活支援拠点等の整備』というものが1本大きく取り上げられていますが、地域生活の安心、安全という視点から、(1)福祉施設入所者の地域生活への移行の〈今後の取組方針〉に「地域生活地域生活支援拠点等の整備」を進めるという主旨を追記した方が良いと思います。

また、その理由であり、1つの表れでもある表現として、別綴じの資料P6『第4期愛知県障害者計画と第6期障害福祉計画を一体化した新プランの項目別記載事項(骨子案)』第2章 計画の基本的な考え方【障害者計画と障害福祉計画(障害児福祉計画)の共通部分】2 計画の基本的考え方【記載案】⑥には「グループホームや地域生活支援拠点等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進するとともに、障害のある人が地域での生活を継続できるようにします。」というものがあります。

※「○ 更にグループホーム整備促進支援による…、県民の理解の促進に引き続き取り組む。」の文章の次に以下を加える。

「○ 地域生活への移行後、安心して暮らし続けるために、後述する地域生活支援拠点等の整備が極めて重要であるので、力強く取り組む。」

長坂委員の意見に対する事務局回答

地域で安心して暮らし続けるためには、地域生活支援拠点等の役割は重要でありますことから、御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。

(2) 第4期愛知県障害者計画と第6期障害福祉計画を一体化した新プランの策定について 【別冊資料 第4期愛知県障害者計画と第6期障害福祉計画を一体化した新プランの策定について】

廣田委員

- ① ピアサポーター養成研修は、年々受講する方が増えている事は、良い事である。然し、ピアサポーターが増える一方で、活動場所が増えていないのが現状である。養成研修の内容等の見直し、活動場所を法網支援などにつなげるような取り組みを考えてほしいです。
- ② 退院後の生活の中で、居住の問題、財産管理が出来ない等の諸問題を抱える方が多い。福祉サービスの他に、精神障害者を専門とする地域の中で、サポートをする見守り隊のような組織があるといいと思う。例えば、市民後見人養成講座を受講した人を対象として、地域の精神障害者をサポートする役割のような活動をしたらどうかと思う。市民後見人養成講座を修了しても、すべての受講者が後見人選任されないので、活動する場所を提供してほしいと思う。
- ③ 各市町村レベル、圏域レベルでの精神障害者地域精神保健福祉推進協議会が、開催されることを期待する。
協議会の中には、当事者、当事者家族の参加を希望する。その他にも、ボランティア団体等の福祉に関心のある方の幅広い参加を希望します。
- ④ 障害者の親亡き後問題を最近すごく考えています。その中で、財産管理、契約等の法律行為がどのようにしてするのが不安に感じる。現状では、後見人制度がある。然し、裁判所の手続きが複雑であったりする為躊躇する制度である。
社会福祉協議会が中心となって、金銭管理をするシステムがあるが、実際に消費者トラブルに巻き込まれた場合等の対応は不十分であると思っている。
障害者の中には、資産家の障害者もいる。専門家の後見人をつけると費用も掛かるので、市民後見人制度が各市町村レベルで、普及するとよいと思う。限られた、養成講座の時間数の中で、専門知識を得たり、高めるには、厳しいものがあるので、養成講座のレベル分けのようなものがあると良いと思う。例えば、入門、基礎、実務、専門等のクラス別の受講も効果があると期待するところである。

廣田委員の意見に対する事務局回答

- ① 養成研修の内容及び活動場所については、ご意見を参考に検討してまいります。
- ② 精神障害者の支援を考えるうえで、地域の方々によるサポートはとても重要であり、地域の方々の精神障害への理解が不可欠です。そのため各保健所において精神障害に関する地域住民等への普及啓発を行っているところです。今後も、御意見を参考に精神障害に関する普及啓発を行ってまいります。
- ③ 全圏域で地域精神保健福祉推進協議会に取り組んでおり、各市町村においては、障害者自立支援協議会を設置しているところです。
圏域における各協議会の構成員については、各地域の課題や支援体制等によって当事者、家族等も構成員となっているところです。
- ④ 障害者数は増加傾向にあります。障害者を子に持つ親が自ら病気や高齢化、あるいは死亡等により、従来、親が支えていた障害者の財産管理や身辺監護などに係る成年後見の必要性が高まっています。

こうした状況も踏まえ、本県としましては、成年後見制度の普及啓発として、関係者に対して研修会を開催し地域における体制整備を推進しています。

具体的には、例年、成年後見制度の概要、障害者の権利擁護等、広く制度周知を図るため、尾張、三河の2地区で福祉サービス従事者等を対象にそれぞれ1回ずつ、普及啓発研修を実施しております。

また、成年後見制度の利用推進の要となる成年後見センターの設置が進むよう、市町村等関係機関間の連携が強化されるよう支援するため、市町村職員（障害担当、高齢担当）、相談支援従事者、社協職員、地域包括支援センター職員等の相談窓口職員を対象とした地域活動推進研修を開催しております。

なお、社会福祉協議会等の法人に対しては、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築や研修を実施する事業として「成年後見制度法人後見支援事業」がございますので、こちらについても、社会福祉協議会等の法人後見知識等の醸成のため、市町村へ事業実施を促してまいりたいと考えております。

報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の各種会議等への影響について
【資料3 新型コロナウイルス感染症の各会議への影響について】
- (2) 愛知県医療的ケア児者実態調査の結果について
【資料4 愛知県医療的ケア児者実態調査について】
- (3) 第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況について
【資料5 第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況】
- (4) あいち障害者総合サポートデスクについて
【資料6 あいち障害者総合サポートデスクについて】

4 委員意見（増田委員）

（質問①）

安心して暮らすために、地域の人たちからどのような助けがあるといいと思いますか。

（回答）

町内会で障がいのある人の情報を共有できると理解がしやすい。

（質問②）

仕事や買い物などで出かけるときに、どのような助けがあるといいと思いますか。

（回答）

移動支援制度が幅広く利用できると良い。